

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した 公立学校における学習指導等の取組状況について

文部科学省

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連し、公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における学習指導等の取組状況（令和2年4月16日（木）12時00分時点）について、調査結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

緊急事態宣言が16日夕方に出されたことにより、調査公表時点では、数値が異なる可能性があります。本調査の数値は、緊急事態宣言が全国に適用される前のものであることを御承知おきください。

※調査時点での見込みの回答も含まれているため、今後調査結果に変更が生じる可能性もあります。

1. 臨時休業を実施する学校について

	設置者数	学校数
臨時休業を実施	1,213	25,223

（※）調査時点で、4月16日以降の臨時休業を実施するとしているもの。

2. 臨時休業を実施する学校における学習指導等について

（1）学習指導等について

①臨時休業中の家庭学習（単位：設置者数）

	回答数	割合
教科書や紙の教材を活用した家庭学習	1,213	100%
テレビ放送を活用した家庭学習	288	24%
教育委員会が独自に作成した授業動画を 活用した家庭学習	118	10%
上記以外のデジタル教科書やデジタル 教材を活用した家庭学習	353	29%
同時双方向型のオンライン指導を通じ た家庭学習	60	5%
その他	145	12%

（※）複数回答あり。

（※）割合は、臨時休業を実施する設置者のうち、各項目に該当する家庭学習を課す方針であると回答したものの割合。

②臨時休業中の登校日（単位：設置者数）

	回答数	割合
設定している	463	38%
設定中はないが、今後設定する予定	80	7%
設定中も設定予定もない	670	55%

（※）割合は、臨時休業を実施する設置者のうち、各項目に該当するものの割合。

②-1 登校日に実施する取組（単位：設置者数）

	回答数	割合
学習指導 （学習状況の確認や補習等）	424	92%
生徒指導	340	73%
児童生徒の健康観察	443	96%
教科書・教材の配布	279	60%
昼食の提供	24	5%
その他	53	11%

（※）複数回答あり。

（※）割合は、登校日を設定している設置者のうち、各項目に該当する取組を実施する方針であると回答したものの割合。

②-2 登校日の頻度（単位：設置者数）

	休校する設置者数	割合
週1回未満	181	39%
週1回程度	225	49%
週2回程度	35	8%
週3回程度以上	8	2%
未定	14	3%

（※）割合は、登校日を設定している設置者のうち、各項目に該当するものの割合。

③ 上記以外の児童生徒の学習等の支援（単位：設置者数）

	回答数	割合
家庭訪問の実施	789	65%
電話・FAXによる連絡	1,015	84%
郵送による連絡	241	20%
電子メールによる連絡（個別の児童生徒・家庭への連絡）	191	16%
同時双方向型のオンラインシステムを通じた連絡	56	5%
一斉電子メールによる連絡（各学校・学年の全児童生徒・家庭への連絡）	994	82%
教育委員会や学校等のホームページ等を通じた連絡	826	68%
児童生徒が利用可能な相談窓口の周知・設置	243	20%
その他	82	7%

(※) 複数回答あり。

(※) 割合は、臨時休業を実施する設置者のうち、各項目に該当する取組を実施する方針であると回答したものの割合。

④教科書の給与状況（単位：設置者数）

	回答数	割合
全ての学校で児童生徒に給与済み	1,148	95%
児童生徒に未給与の学校がある	65	5%

(※) 割合は、臨時休業を実施する設置者のうち、各項目に該当するものの割合。

(※) 4月20日（月）12時00分時点の取組状況。

(2) 教職員の体制（教職員の健康への配慮に関する取組）（単位：設置者数）

	回答数	割合
在宅勤務（ICTを活用するものに限る）	280	23%
在宅勤務（ICTを活用するものを除く）	624	51%
時差出勤	394	32%
特別休暇の取得	765	63%
職務専念義務の免除	364	30%
その他	223	18%

(※) 複数回答あり。

(※) 割合は、臨時休業を実施する設置者のうち、各項目に該当する取組を実施中であると回答したものの割合。

(※) 在宅勤務における ICT の活用とは、学校の校務システムにアクセスするなど通常であれば学校で行う業務を ICT を活用することにより自宅で行う場合を指す。

3. 臨時休業を実施する場合の子供の居場所確保について

①学校における子供の居場所の確保に関する取組（単位：設置者数）

	回答数	割合
実施している	717	59%
実施中はないが、今後実施する予定	45	4%
実施中も実施予定もない	451	37%

(※) 放課後児童クラブ等の学校以外の者が主体となって行う居場所確保施策を除く。

(※) 割合は、臨時休業を実施する設置者のうち、各項目に該当するものの割合。

②対象となる児童生徒（単位：設置者数）

	回答数	割合
保護者が医療従事者である児童生徒	219	31%
保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である児童生徒	313	44%
ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な児童生徒	426	59%
障害があることにより一人で過ごすことが困難な児童生徒	348	49%
対象を限定していない	143	20%
その他	200	28%

(※) 複数回答あり。

(※) 割合は、子供の居場所確保に関する取組を実施している設置者のうち、各項目に該当するものの割合。

③子供の居場所確保における学校施設の活用状況（単位：設置者数）

	回答数	割合	(参考) 臨時休業を実施する 設置者に占める割合
校庭を活用	500	70%	41%
体育館を活用	385	54%	32%
教室を活用	675	94%	56%
図書室を活用	521	73%	43%
その他施設を活用	80	11%	7%

(※) 複数回答あり。当該学校に通う児童生徒以外を対象として学校施設を開放する場合も含む。

(※) 割合は、子供の居場所確保に関する取組を実施している設置者のうち、各項目に該当するものの割合。

④子供の居場所確保における昼食の提供の状況（単位：設置者数）

	回答数	割合
提供する	32	4%
提供しない	685	96%

(※) 学校給食の調理場や調理員を活用するなどしているもの。

(※) 割合は、子供の居場所確保に関する取組を実施している設置者のうち、各項目に該当するものの割合。

<担当> 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
課長 平山 直子
福島、堀内、伊藤、工藤、眞岩（内線 4805, 3722, 4807）